

令和6年度仙台市障害支援区分認定調査業務委託公募説明書

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第20条第2項の規定に基づき、障害福祉サービスの利用の際には、その障害者に必要とされる標準的な支援の度合いを示す障害支援区分の認定が必要な場合があり、認定にあたっては、公平性と客観性の観点から、本人の生活状況や身体状況などの調査(障害支援区分認定調査(以下「認定調査」という。))を、全国一律の基準に基づき行う必要がある。

本公募は、本市の調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、障害支援区分の認定を迅速かつ円滑に実施することを目的に、当該業務受託者を募るものである。

1 業務の概要

(1) 件名

令和6年度仙台市障害支援区分認定調査業務委託

(2) 業務内容

別添業務仕様書の通り

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

なお、調査業務の開始日は、令和6年10月1日から令和6年10月31日までの間で発注者と受注者との協議の上で定めるものとする。

2 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

(1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(仙台市役所本庁舎6階 障害企画課分室)

(2) 担当課：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課(障害福祉サービス調整担当)

(3) 連絡先：Tel 022-214-8473 Fax 022-214-8914

電子メールアドレス shoufukuservice_chousei@city.sendai.jp

3 応募要件

(1) 基本的要件

4(2)の公募に係る書類提出の日において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

ア 仙台市における令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「サービス」で登録している者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

4(2)の公募に係る書類提出の日において、法第 20 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること(調査業務開始日までに要件を満たす見込みである者を含む)。

ア 法施行規則第 9 条第 2 項又は第 3 項に規定する者

イ 障害支援区分認定調査員については、保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有する介護支援専門員等であって、都道府県が実施する障害支援区分認定調査員研修の修了者であること。また、月間約 60 件の調査が滞ることなく円滑に行えるよう複数の調査員を配置できること(履行期間開始日までの採用予定者を含む)。

ウ 直近 3 年(令和 3 年度から令和 5 年度)の間に、政令指定都市、中核市、又は特別区において、障害支援区分認定調査業務の受託実績があること。また、障害支援区分認定調査業務については、年間約 1,200 件以上の調査を受託し、円滑に実施した実績があること。

4 手続き等

(1) 業務仕様書に対する質疑応答

本公募へ参加を希望する者で、別添業務仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書(様式第 1 号。質問事項を記載すること。)

イ 提出期限 令和 6 年 7 月 3 日(水)午後 5 時

ウ 提出先 2 に同じ

エ 提出方法 電子メール

全ての質問に対する回答は、令和 6 年 7 月 5 日(金)までに仙台市公式ホームページに掲載する。

(2) 公募参加に係る提出書類、提出期限及び提出方法

本公募への参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

書類	様式等	説明
参加意思申出書	様式第 2 号	
暴力団排除に係る誓約書	様式第 3 号	
実績調書	様式第 4 号	令和 3 年度から 5 年度の間における政令指定都市、中核市、又は特別区での障害支援区分認定調査業務の受託実績(年間調査件数を含む)を記載すること。実績のない年度は空白とすること。

書類	様式等	説明
法施行規則第9条第2項又は第3項に規定する者であることが分かる書類（写）	任意	参加意思申出書等の提出日時点において当該規定の要件に該当していない場合は、これに代えて調査業務開始日までに要件を満たす旨の誓約書（様式第5号）を提出すること。

イ 提出期限 令和6年7月9日（火）午後5時

ウ 提出先 2に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

オ 提出書類の入手方法 仙台市公式ホームページよりダウンロードすること

https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/chouseitantou/r6_kubunninteichosakai.html

(3) 書類審査

提出書類に基づき、応募要件について審査を行う。なお、受託実績については、委託元の地方自治体に確認を行うことがある。

審査結果は、5の選定方法とともに、令和6年7月10日（水）午後5時までに参加意思申出書等提出者に対し電子メールで通知する。

(4) 辞退

参加意思申出書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により書類を提出すること。

ア 提出書類 辞退届（様式第6号）

イ 提出先 2に同じ

ウ 提出方法 電子メール又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

5 選定方法等

(1) 応募要件を満たす者が複数あった場合

6の通り指名競争入札を行う。

(2) 応募要件を満たす者が1者のみであった場合

参加意思申出者との随意契約により行うことを原則とし、当該申出者との交渉で見積額が予定価格を下回った場合は、当該申出者を受注候補者とする。

受注候補者については、7(3)の外部委託に伴う手続きを行う。

※要件を満たす者からの応募がなかった場合、応募があっても「3 応募要件」を満たすと認められる者がいなかった場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合、又は(2)の受注候補者が外部委託に伴う手続きで承認されなかった場合は、本公募手続き

を中止する。

6 指名競争入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和 6 年 7 月 12 日（金）午前 11 時半
- イ 場所 仙台市役所本庁舎 6 階 健康福祉局第一会議室
- ウ 入札保証金 免除

(2) 受注者の決定方法等

有効な入札書を提出したものであって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を受注候補者とする。

受注候補者については、7(3)の外部委託に伴う手続きを行う。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札候補者としていた場合には当該決定を取り消す。なお、本市より本公募の応募要件を満たすと確認された者であっても、開札時点において、3 に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- ア 仙台市入札契約暴力団等排除要綱第 4 条第 1 項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- イ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- ウ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- エ 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- オ 入札が真正なものであることが確認できない入札
- カ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- キ その他入札に関する条件に違反した入札書

7 契約

(1) 契約条項

別添契約書案、及び仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）による。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 外部委託に伴う手続き

5(2)及び 6(2)の受注候補者に対し、別添契約書案及び仕様書に規定する個人情報保護規定の遵守の可否について調査を行い、その結果を外部委託審査会で審査（注）し、個人情報保護の対策が適切かつ十分に取れることが承認された場合に、受注者とする。

注）詳細については、仙台市公式ホームページ「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参照すること。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

8 留保事項

- (1) 本業務の委託契約にあたり、受注者が法施行規則第9条第2項に規定する者ではない場合で、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項第2号で規定する要介護認定調査業務に係る指定市町村事務受託法人の指定を受けていないときは、契約締結日までに、宮城県へ指定市町村事務受託法人の申請を行うものとする。
- (2) 選定された受注者が、何らかの事由により発注者と合意した調査業務開始日までに指定市町村事務受託法人の指定を受けることができなかった場合、本公募による委託契約は解除する。この場合において、事務の準備のために支出した費用について、発注者は一切補償しない。また、発注者に損害が生じた場合は、受注者が当該損害を賠償するものとする。

9 その他必要な事項

本公募参加者若しくはその代理人又は受注者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該公募参加者若しくはその代理人又は受注者が負担するものとする。